

# 広島県環境計量証明事業協会 会則 (平成14年6月7日版)

## 名 称 第一条

本協会は広島県環境計量証明事業協会（略称、広環協）と称し、事業所を広島県に置く。

## 目 的 第二条

本協会は環境計量に関する技術の向上と研鑽及び会員相互の親睦により環境計量証明事業の発展を図るとともに地域社会に貢献する事を目的とする

## 事 業 第三条

本協会は前条の目的を達成のため次の事業を行う。

- ・ 環境計量技術の向上研鑽に関すること。
- ・ 環境計量に関する教育、訓練、指導に関すること。
- ・ 環境計量に関する情報及び資料を収集し、提供すること。
- ・ 国及び地方公共団体の活動に協力すること
- ・ その他目的を達成するために必要な施策と事業

## 会 員 第四条

本協会の会員は広島県に登録した環境計量証明事業者とする。

- 2 本協会に入会しようとする者は入会金を納めるものとする。
- 3 会員は会費を納めるものとする。

## 会員の除名

### 第五条

会員が本会の名誉を著しく損し、又は会費を6ヶ月以上納入しない者については理事会の決議を経て除名することができる。

## 役 員 第六条

本協会に次の役員を置く。

- ・ 会 長 1名
- ・ 副会長 2名
- ・ 理 事 若干名
- ・ 監 事 2名

## 役員を選出 第七条

役員は総会において会員中より選出する。

会長・副会長は理事会において理事の中から互選し、総会で承認を受ける。

## 役員の仕事 第八条

会長は会を代表して会の業務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成し会務の執行を決定する。
- 4 監事は会計を監査する。

## 役員任期 第九条

役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

## 顧 問 第十条 本協会に顧問、参与を置くことができる。 会議及び委員会

## 第十一条

会議は総会及び理事会とする。また必要に応じて専門委員会を設けることができる。

## 総会の開催 第十二条

総会は通常総会と臨時総会とし、通常総会は毎年1回開催する。臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。但し会員の3分の1以上から要請があった場合は総会を開催しなければならない。

## 総会及び理事会の成立

### 第十三条

総会及び理事会は構成員の2分の1以上の出席により成立する。

## 会議の決定 第十四条

会議の決定はいずれも出席構成員の過半数で決する。但し可否同数のときは議長の決するところによる。

## 議長 第十五条

総会及び理事会の議長は会長がこれにあたる。

## 総会の議決事項

### 第十六条

総会は次の事項を議決する。

- ・ 事業報告及び収支決算
- ・ 事業計画及び収支予算
- ・ 役員を選出
- ・ 会則の変更
- ・ その他理事会において必要と認めた事項

## 理事会の開催と議事

### 第十七条

理事会は会長が必要と認めるときに開催し、会則に定めてある事項のほか会務の執行に関し審議決定する。

## 経費 第十八条

本協会の経費は次のものをもって充当する。

- ・ 入会金 10,000円
- ・ 会費 35,000円/年
- ・ 寄付金
- ・ その他

## 資産の管理 第十九条

本協会の資産の管理及び運用に関して必要な事項は理事会において別に定める。

## 事業年度 第二十条

本協会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

## 予算 第二十一条

本協会の収支予算は理事会の同意を得て、会長が作成し総会の議決を得なければならない。

## 決算 第二十二条

本協会の収支決算は理事会の同意を得て会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない。

附 則

- ・ この会則は昭和 51 年 11 月 1 日から施行する。
- ・ 本協会の設立当初の事業年度は第 20 条の規定にかかわらずこの会則の施行日から昭和 52 年 3 月 31 日までとする。
- ・ 既納の会費その他の拠出金は返還しない。

細 則 会員等の慶弔規則

- ・ 会員の代表者又は本会に著しく功績のあった者の死亡の場合は弔電、生花を贈ることができる。
- ・ 会員の祝金、見舞金、餞別等については本会としては負担しないものとする。